

第52号議案

平成24年度京都府母子及び寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成24年度京都府母子及び寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ52,562千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ405,489千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成25年3月8日提出

京都府知事 山田 啓二

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰越金		77,259 ^{千円}	11,309 ^{千円}	88,568 ^{千円}
	1 繰越金	77,259	11,309	88,568
2 諸収入		275,668	41,253	316,921
	2 貸付金元利収入	275,657	41,253	316,910
歳入	合計	352,927	52,562	405,489

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 母子及び寡婦福祉資金貸付事業費		352,927 ^{千円}	52,562 ^{千円}	405,489 ^{千円}
	1 母子及び寡婦福祉資金貸付事業費	352,927	52,562	405,489
歳 出	合 計	352,927	52,562	405,489

第53号議案

平成24年度京都府農業改良資金助成事業等特別会計補正予算（第1号）

平成24年度京都府農業改良資金助成事業等特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ42,309千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ158,606千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成25年3月8日提出

京都府知事 山田 啓二

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業改良資金助成事業収入		100,636 ^{千円}	△42,309 ^{千円}	58,327 ^{千円}
	1 繰入金	17,533	△17,358	175
	2 繰越金	39,136	3,267	42,403
	3 諸収入	43,967	△28,218	15,749
歳入	合計	200,915	△42,309	158,606

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業改良資金助成事業費		100,636 ^{千円}	△42,309 ^{千円}	58,327 ^{千円}
	1 農業改良資金助成事業費	100,634	△42,309	58,325
歳 出	合 計	200,915	△42,309	158,606

第54号議案

平成24年度京都府中小企業経営基盤強化資金助成事業特別会計補正予算（第1号）

平成24年度京都府中小企業経営基盤強化資金助成事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ221,934千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,754,790千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成25年3月8日提出

京都府知事 山田 啓二

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		828,528 ^{千円}	△442,297 ^{千円}	386,231 ^{千円}
	1 繰越金	828,528	△442,297	386,231
3 諸収入		1,106,319	220,363	1,326,682
	1 預金利子	1,000	729	1,729
	2 貸付金元利収入	1,104,319	220,486	1,324,805
	3 雑収入	1,000	△852	148
歳入	合計	1,976,724	△221,934	1,754,790

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業経営基盤強化資金 助成事業費		1,976,724 ^{千円}	△221,934 ^{千円}	1,754,790 ^{千円}
	1 中小企業経営基盤強化資金 助成事業費	1,976,724	△221,934	1,754,790
歳 出	合 計	1,976,724	△221,934	1,754,790

第55号議案

平成24年度京都府収益事業特別会計補正予算（第1号）

平成24年度京都府収益事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ463,167千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,357,622千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成25年3月8日提出

京都府知事 山田 啓二

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 収益事業収入		16,267,130 ^{千円}	△1,673,232 ^{千円}	14,593,898 ^{千円}
	1 収益事業収入	16,267,130	△1,673,232	14,593,898
2 使用料及び手数料		220,376	△7,691	212,685
	1 使用料	220,375	△7,690	212,685
	2 手数料	1	△1	0
4 繰越金		31,000	1,239,700	1,270,700
	1 繰越金	31,000	1,239,700	1,270,700

款	項	補正前の額	補正額	計
5 諸 収 入		299,455 ^{千円}	△21,944 ^{千円}	277,511 ^{千円}
	1 時 効 収 入	225,057	△29,272	195,785
	2 雑 入	74,398	7,328	81,726
歳 入 合 計		16,820,789	△463,167	16,357,622

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 競 輪 事 業 費		12,196,929 ^{千円}	△1,425,412 ^{千円}	10,771,517 ^{千円}
	1 総 務 管 理 費	97,195	△11,130	86,065
	2 競 輪 開 催 費	12,099,734	△1,414,282	10,685,452
2 宝 く じ 事 業 費		12,982	19	13,001
	1 発 行 費	12,982	19	13,001
3 繰 出 金		4,300,000	121,056	4,421,056
	1 繰 出 金	4,300,000	121,056	4,421,056
4 予 備 費		310,878	841,170	1,152,048
	1 予 備 費	310,878	841,170	1,152,048
歳 出 合 計		16,820,789	△463,167	16,357,622

第56号議案

平成24年度京都府地域開発事業特別会計補正予算（第1号）

平成24年度京都府地域開発事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,643千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ213,867千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成25年3月8日提出

京都府知事 山田 啓二

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰越金		208,219 ^{千円}	5,643 ^{千円}	213,862 ^{千円}
	1 繰越金	208,219	5,643	213,862
歳入	合計	208,224	5,643	213,867

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 開発事業費		208,224 ^{千円}	5,643 ^{千円}	213,867 ^{千円}

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 開発事業費	26,545 ^{千円}	5,643 ^{千円}	32,188 ^{千円}
歳出	合計	208,224	5,643	213,867

第57号議案

平成24年度京都府流域下水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成24年度京都府流域下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ472,134千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,810,597千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（府債の補正）

第2条 府債の変更は、「第2表府債補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の変更は、「第3表繰越明許費補正」による。

平成25年3月8日提出

京都府知事 山田 啓二

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		6,703,190 ^{千円}	△179,242 ^{千円}	6,523,948 ^{千円}
	1 負担金	6,703,190	△179,242	6,523,948
2 国庫支出金		2,223,500	△186,370	2,037,130

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 国庫補助金	2,223,500 ^{千円}	△186,370 ^{千円}	2,037,130 ^{千円}
3 繰入金		2,778,206	△69,108	2,709,098
	1 一般会計繰入金	2,778,206	△69,108	2,709,098
4 繰越金		100	92,081	92,181
	1 繰越金	100	92,081	92,181
5 諸収入		1,735	10,505	12,240
	2 雑収入	0	10,505	10,505
6 府債		1,576,000	△140,000	1,436,000
	1 府債	1,576,000	△140,000	1,436,000
歳入	合計	13,282,731	△472,134	12,810,597

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 流域下水道事業費		13,282,731 ^{千円}	△472,134 ^{千円}	12,810,597 ^{千円}
	1 流域下水道管理費	5,879,982	△36,745	5,843,237
	2 流域下水道建設費	4,239,416	△426,293	3,813,123
	3 公債費	3,163,333	△9,096	3,154,237
歳出	合計	13,282,731	△472,134	12,810,597

第2表 府債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額 <small>千円</small>	起債の方法	利率 <small>%</small>	償還の方法	限度額 <small>千円</small>	起債の方法	利率 <small>%</small>	償還の方法
流域下水道建設費	1,576,000	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）	年10.0以内	償還期間は、30年以内（据置期間を含む。）とする。償還は、元金均等、元利均等又は元金一括支払とする。必要に応じて繰上償還又は借換えをすることができる。	1,436,000	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）	年10.0以内	償還期間は、30年以内（据置期間を含む。）とする。償還は、元金均等、元利均等又は元金一括支払とする。必要に応じて繰上償還又は借換えをすることができる。

第3表 繰越明許費補正

款	項	事業名	金額	
			補正前 <small>千円</small>	補正後 <small>千円</small>
1 流域下水道事業費	2 流域下水道建設費	流域下水道建設費	402,000	2,503,000

第58号議案

平成24年度京都府港湾事業特別会計補正予算（第1号）

平成24年度京都府港湾事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29,591千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,382,409千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成25年3月8日提出

京都府知事 山田 啓 二

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		219,438 ^{千円}	5,122 ^{千円}	224,560 ^{千円}
	1 使用料	219,438	5,122	224,560
2 財産収入		13,617	5,138	18,755
	2 財産売払収入	0	5,138	5,138
3 繰入金		887,763	19,297	907,060
	1 一般会計繰入金	887,763	19,297	907,060
5 諸収入		0	34	34

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 雑 入	0 ^{千円}	34 ^{千円}	34 ^{千円}
歳 入	合 計	1,352,818	29,591	1,382,409

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾事業費		1,352,818 ^{千円}	29,591 ^{千円}	1,382,409 ^{千円}
	1 港湾管理費	106,176	33,086	139,262
	2 港湾整備費	74,621	△1,194	73,427
	3 公債費	1,172,021	△2,301	1,169,720
歳 出	合 計	1,352,818	29,591	1,382,409

第59号議案

平成24年度京都府公債費特別会計補正予算（第1号）

平成24年度京都府公債費特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,475,471千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ211,946,793千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成25年3月8日提出

京都府知事 山田 啓二

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		128,767,823 ^{千円}	△1,442,776 ^{千円}	127,325,047 ^{千円}
	1 一般会計繰入金	106,694,177	△1,431,337	105,262,840
	2 特別会計繰入金	5,582,846	△11,439	5,571,407
2 諸収入		2,544,441	△32,695	2,511,746
	1 雑入	2,544,441	△32,695	2,511,746
歳入合計		213,422,264	△1,475,471	211,946,793

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公 債 費		213,422,264 ^{千円}	△1,475,471 ^{千円}	211,946,793 ^{千円}
	1 公 債 費	213,422,264	△1,475,471	211,946,793
歳 出	合 計	213,422,264	△1,475,471	211,946,793

第60号議案

平成24年度京都府電気事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成24年度京都府電気事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成24年度京都府電気事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
(1) 供給電力量	36,688,000キロワット時	△11,571,254キロワット時	25,116,746キロワット時
(2) 供給電力料金	408,062,000円	△48,662,000円	359,400,000円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 電気事業収益	409,679千円	△41,768千円	367,911千円
第1項 営業収益	408,346千円	△48,662千円	359,684千円
第2項 財務収益	1,333千円	△12千円	1,321千円
第3項 事業外収益	0千円	6,906千円	6,906千円
	支	出	
第1款 電気事業費用	433,281千円	19,380千円	452,661千円
第1項 営業費用	418,235千円	21,578千円	439,813千円

第3項 事業外費用	4,554千円	△2,198千円	2,356千円
-----------	---------	----------	---------

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第6条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	101,271千円	1,232千円	102,503千円

平成25年3月8日提出

京都府知事 山田 啓 二

第61号議案

平成24年度京都府水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成24年度京都府水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成24年度京都府水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量のうち、年間総給水量及び一日平均給水量を次のとおり補正する。

	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
(2) 年間総給水量	39,224,052立方メートル	2,211,683立方メートル	41,435,735立方メートル
(3) 一日平均給水量	107,463立方メートル	6,060立方メートル	113,523立方メートル

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 水道事業収益	5,153,000千円	71,632千円	5,224,632千円
第1項 営業収益	5,015,118千円	69,646千円	5,084,764千円
第2項 営業外収益	137,882千円	1,986千円	139,868千円
	支 出		
第1款 水道事業費用	5,188,435千円	81,033千円	5,269,468千円
第1項 営業費用	4,143,754千円	△16,728千円	4,127,026千円

第2項	営業外費用	1,043,679千円	79,122千円	1,122,801千円
第3項	特別損失	2千円	18,639千円	18,641千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条かつ書中「1,947,634千円」を「2,448,309千円」に、「86,673千円」を「68,421千円、過年度分損益勘定留保資金869,510千円」に、「1,860,961千円」を「1,510,378千円」に改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
	収 入			
第1款	資本的収入	1,643,666千円	△37,115千円	1,606,551千円
第1項	企業債	900,000千円	△900,000千円	0千円
第2項	出資金	589,999千円	△4,719千円	585,280千円
第3項	補助金	153,666千円	△7,396千円	146,270千円
第5項	貸付金元金収入	0千円	875,000千円	875,000千円
	支 出			
第1款	資本的支出	3,591,300千円	463,560千円	4,054,860千円
第1項	建設改良費	2,010,933千円	△333,495千円	1,677,438千円
第2項	企業債償還金	1,579,367千円	△3,548千円	1,575,819千円
第4項	長期借入金償還金	0千円	792,627千円	792,627千円
第5項	国庫補助金返還金	0千円	7,976千円	7,976千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
------	---------	---------	-----

職員給与費

491,060千円

△56,977千円

434,083千円

(他会計からの補助金)

第6条 予算第9条中「129,192千円」を「128,118千円」に改める。

平成25年3月8日提出

京都府知事 山田 啓二

第62号議案

平成24年度京都府病院事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成24年度京都府病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成24年度京都府病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条中「167,900人」を「155,760人」に、「161,945人」を「161,756人」に、「460人」を「427人」に、「661人」を「660人」に改める。

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 病院事業収益	7,994,438千円	257,569千円	8,252,007千円
第1項 医業収益	7,227,688千円	△320,307千円	6,907,381千円
第2項 医業外収益	592,728千円	533,479千円	1,126,207千円
第3項 看護学校収益	173,872千円	3,614千円	177,486千円
第4項 特別利益	150千円	40,783千円	40,933千円
	支	出	
第1款 病院事業費用	8,581,370千円	285,171千円	8,866,541千円
第1項 医業費用	8,260,024千円	231,601千円	8,491,625千円
第2項 医業外費用	124,011千円	10,497千円	134,508千円

第3項 看護学校費用	186,734千円	3,676千円	190,410千円
第4項 特別損失	10,301千円	39,397千円	49,698千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条かっこ書中「67,440千円」を「10,569千円」に改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収		入
第1款 資本的収入	1,271,116千円	△160,771千円	1,110,345千円
第1項 企業債	360,000千円	△58,000千円	302,000千円
第2項 出資金	911,116千円	△102,934千円	808,182千円
第3項 国庫補助金	0千円	163千円	163千円
	支		出
第1款 資本的支出	1,338,556千円	△217,642千円	1,120,914千円
第1項 建設改良費	808,873千円	△212,028千円	596,845千円
第3項 長期貸付金	14,482千円	△5,614千円	8,868千円

(企業債)

第5条 予算第5条中「360,000千円」を「302,000千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	4,539,942千円	212,701千円	4,752,643千円

(他会計からの補助金)

第7条 予算第9条に定めた金額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
他会計補助金	729,211千円	510,735千円	1,239,946千円

(棚卸資産購入限度額)

第8条 予算第10条中「1,564,186千円」を「1,603,995千円」に改める。

平成25年3月8日提出

京都府知事 山田 啓二

第63号議案

平成24年度京都府工業用水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成24年度京都府工業用水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成24年度京都府工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量のうち、年間総給水量及び一日平均給水量を次のとおり補正する。

	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
(2) 年間総給水量	10,632,450立方メートル	△81,999立方メートル	10,550,451立方メートル
(3) 一日平均給水量	29,130立方メートル	△225立方メートル	28,905立方メートル

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 工業用水道事業収益	225,056千円	△1,454千円	223,602千円
第1項 営業収益	223,453千円	△1,716千円	221,737千円
第2項 営業外収益	1,603千円	262千円	1,865千円
支 出			
第1款 工業用水道事業費用	204,683千円	5,053千円	209,736千円
第1項 営業費用	199,371千円	5,457千円	204,828千円

第2項 営業外費用	4,811千円	△404千円	4,407千円
-----------	---------	--------	---------

(資本的支出)

第4条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正し、同条かっこ書中「182,391千円」を「183,757千円」に、「1,277千円」を「2,760千円」に、「24,243千円」を「44,213千円」に、「2,968千円」を「2,980千円」に、「153,903千円」を「133,804千円」に改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 資本的支出	240,792千円	1,366千円	242,158千円
第1項 建設改良費	237,532千円	1,366千円	238,898千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第6条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	52,918千円	△5,097千円	47,821千円

平成25年3月8日提出

京都府知事 山田 啓 二